

認可外保育施設の届出制等の手続きについて

1 届出制等の対象施設

下表の届出対象施設に該当する施設については、設置届出等を行ってください。ただし、下表施設種別のうち届出対象外の施設であっても、報告徴収（運営状況の定期報告、事故等が生じた場合の報告、長期滞在児がいる場合の報告）、立入調査などは対象になりますので、設置報告の提出をお願いします。

施設種別	届出対象施設	届出除外施設
以下のどの種別にも該当しない保育施設	1日に保育する乳幼児が1名以上の施設等	なし
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児等を保育する施設	1日に保育する乳幼児が1名以上の施設等 (従業員以外の乳幼児の受入れ有無に関わらず)	なし
店舗等において顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例)自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等の一時預かり施設	顧客の乳幼児以外を1名でも預かる施設	顧客の乳幼児のみを預かる施設
臨時に設置された施設 (例)スキー場やバーゲン期間のみ開設されたデパートの一時預かり施設	6か月を超えて設置される施設	6か月を限度に設置される施設
親族間の預かり合い ※設置者の四親等内の親族が対象	親族の乳幼児以外を1名でも預かる場合	親族の乳幼児のみを預かる場合
親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児を対象とした預かり (例)親しい友人や隣人等の監護する乳幼児を預かる場合	親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児以外の乳幼児を1名でも預かる場合 ※広く一般に利用者の募集を行っているなどの場合も含む。	親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児のみを預かる場合

2 設置の届出等

下記の事由が生じた場合、届出が必要になります。届出を怠った場合や又は虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料がかかります。

① 新たに認可外保育施設を設置した場合

「認可外保育施設設置届出書」（様式1-1）に記入の上、事業開始日から1か月以内に提出してください。訪問型保育事業（ベビーシッター）の場合は様式1-2に記入し、提出して下さい。

② 事業内容等に変更が生じた場合

下記事項に変更を生じたときは、「認可外保育施設事業内容等変更届出書」（様式8）に記入の上、変更の日から1か月以内に提出してください。

【変更届出事項】

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所

③ 認可外保育施設を廃止又は休止した場合

「認可外保育施設（廃止・休止）届出書」（様式9）に記入の上、廃止又は休止した日から1か月以内に提出してください。

3 運営状況の定期報告（全ての認可外保育施設が対象）

毎年、10月1日現在の認可外保育施設の状況について、「認可外保育施設運営状況報告書」（様式5-1）により、同月末日までに報告してください。訪問型保育事業（ベビーシッター）の場合は様式5-2に記入し、報告して下さい。

※ 届出制等の対象外施設についても、児童福祉法第59条により、報告していただくこととなります。

4 その他の報告（全ての認可外保育施設が対象）

① 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

施設の管理下において、死亡事故、重傷事故（治療期間が概ね30日以上）、食中毒事故などの重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等 事故報告様式」に記入し、速やかに提出してください。

② 長期滞在児がいる場合の報告

施設に、24時間かつ週のうち概ね5日程度以上入所している児童がいる場合は、「長期に滞在している児童について」（様式7）に記入の上、速やかに提出してください。

■ 各届出書、報告書の提出先及び問い合わせ先

認可外保育施設が設置されている市町村を所管する保健所（一覧参照）

5 施設のサービス内容の掲示

利用者の見やすい場所に以下の事項を掲示することが必要です。施設において「掲示様式」（様式14）を参考に作成し、掲示を行ってください。

【掲示事項】

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び利用料（なお、これらの事項に変更を生じたことがある場合は当該変更のうち直近のもの内容及びその理由も掲示）
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
（緊急時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法等）
- ・非常災害対策
（災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法等）
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
（虐待の防止に関する研修の実施状況やマニュアルの作成状況等）

6 利用者に対する契約内容等の説明

利用予定者から申込みがあった場合には、施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するように努めてください。

7 契約内容等の書面交付

利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、以下の事項を記載した書面を交付することが必要です。施設において「交付書面様式」（様式15）を参考に作成し、書面交付を行ってください。

【書面交付事項】

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・利用者に対し提供するサービスの内容及び利用料
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の内容
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

◆ 問い合わせ先

認可外保育施設の届出の手続き等について、ご不明な点がありましたら所管の保健所までお問い合わせください。

施設の所在地	保健所名
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府乙訓保健所 福祉室地域福祉担当 TEL 075-933-1154
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、	京都府山城北保健所 福祉室児童・障害担当 TEL 0774-21-2193
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城南保健所 福祉室地域福祉担当 TEL 0774-72-0208
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹保健所 福祉室児童・障害担当 TEL 0771-62-0361
福知山市	京都府中丹西保健所 福祉室地域福祉担当 TEL 0773-22-3903
舞鶴市、綾部市	京都府中丹東保健所 福祉室地域福祉担当 TEL 0773-75-0856
京丹後市、宮津市、与謝野町 伊根町	京都府丹後保健所 福祉室地域福祉担当 TEL 0772-62-4302

※京都市は幼保総合支援室(075-251-2390)